【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成25年7月31日【会社名】フリービット株式会社【英訳名】FreeBit Co., Ltd.

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長石田宏樹及び取締役副社長田中伸明は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長石田宏樹及び取締役副社長田中伸明は、当事業年度の末日である平成25年4月30日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(以下「全社的な内部統制」)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスについては、管理会計上の独立採算組織単位を指標に、連結売上高に重要な影響を及ぼす事業拠点について評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、連結売上高を指標とし、その概ね2/3程度に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」、「売掛金」、「人件費」、「その他事業経費(インターネット回線費を含む)」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加いたしました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成25年5月、会計監査人から、連結子会社である株式会社ベッコアメ・インターネット(以下「BI社」という。)における不適切な会計処理の疑義について指摘を受けたことから、不明瞭な取引の実態の解明が必要であると判断し、平成25年6月7日付で外部の専門家を含む特別調査委員会を設置し、平成25年7月10日に、同調査委員会から、調査報告書の提出を受けました。

特別調査委員会より受領した調査報告書により、BI社において不適切な取引が行われていたことが明らかになりました。

この結果を受け、当社は、当該不適切な会計処理の内容及び原因、過年度決算への影響額、再発防止策等について調査及び検討を行い、過年度の決算を訂正するとともに、平成23年4月期及び平成24年4月期の有価証券報告書並びに平成23年4月期の第2四半期から平成25年4月期の第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらは、当社及び子会社のBI社に対してのモニタリングが不十分だったことにより当該不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものであり、全社的な内部統制が有効に機能しなかったことによるものと認識しております。以上のことから、当社及び子会社における全社的な内部統制に関する不備は、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の事実は当連結会計年度末日後に発覚したため、当該不備を当連結会計年度末日までに是正することが出来ませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、特別調査委員会の提言を踏まえて以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 業務管理が可能な職制への人員派遣

M&A等により新規に連結グループの範囲に含まれた関係会社については、企業理念及び業務の統一化を行うべく、管理部門を直接管掌する職制をもった人員を派遣致します。

(2) 業務協力及び連絡体制の構築

事業所が離れているなどの物理的な環境が業務協力及び連絡体制の障害とならないようにするべく、必要に応じて人員を派遣し、親会社である当社と子会社との連携体制の強化をはかります。

(3) 検証体制の確保

子会社からの業務実績報告の内容に基づく計数管理等を適確に行うため、その計上根拠の説明や資料提出を求めるなど、報告された数値の正確性を検証し確保するための体制を整備いたします。また、検証を可能にするための関連資料や証憑等の作成及び管理についても徹底いたします。

(4) 監査深度の柔軟性確保

子会社監査につき一律に企業規模で判断することなく、親会社の監査役、親会社の内部監査室及び子会社の監査役などがそれぞれ相互に協力して、具体的なリスクに即した柔軟な実施運用体制を確保いたします。

- (5) 内部通報制度の周知向上等のグループ内社員のコンプライアンス意識の向上 コンプライアンス研修のさらなる充実及び内部通報制度の周知向上等により、グループ内社員のコンプライアンス意識を向上させ、不適切な行為を行わないよう個々の意識のレベルアップをはかります。
- (6) 当社グループとしての意識共有の機会確保

当社グループの企業理念や経営方針をグループ各社で共有し浸透させることで、子会社を含めた当社グループ社員の連帯意識の強化をはかり、グループ会社間の枠に捉われない発展を促します。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。